

宮崎市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第44号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、宮崎市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるとときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎市子ども・子育て会議 委員名簿

(令和7年8月28日～令和9年8月27日)

区分	区分名	団体名	役職	氏名
1号委員	保護者	宮崎市PTA協議会	会計	立山 江里加
		保護者(公募)		外室 由佳
		保護者(公募)		黒木 真衣
2号委員	子ども・子育て支援事業従事者	宮崎市保育会	会長	高妻 秀次
		社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会	会長	佐山 幸二
		宮崎市学校法人立幼稚園協会	会長	下笠 敏大
		宮崎県認定こども園協会(宮崎市支部)	理事	坂本 圭佑
		特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター	理事兼事務局長	片野坂 千恵
		子育て支援事業等経験者(公募)		長友 みほ
		子育て支援事業等経験者(公募)		松田 葵美香
3号委員	学識経験者	宮崎学園短期大学	教授	後藤 祐子
		国立大学法人宮崎大学	准教授	尾之上 高哉
4号委員	関係行政機関	宮崎市教育委員会	教育委員	片山 今日子
		宮崎市小学校長会	理事	高牟禮 勝宏
		宮崎県中央児童相談所	所長	松田 正宏
		宮崎労働局	室長	三浦 章子
5号委員	その他	宮崎市民生委員児童委員協議会	(橘地区) 総合企画部会 副部会長	二宮 のり子
		宮崎市ひとり親家庭福祉協議会	会長	福田 恵美子
		特定非営利活動法人 宮崎市手をつなぐ育成会	理事	大矢 亜矢
		公益社団法人宮崎市郡医師会	理事	佐藤 潤一郎
		宮崎市地域婦人会連絡協議会	副会長	開地 敏子
		宮崎市自治会連合会	副会長	立本 戚
		宮崎商工会議所	(青年部) 会長	宮崎 孝太
		宮崎大学学生	教育学部	松浦 萌華
		宮崎公立大学学生	人文学部	中野 湖心

- 1号委員（子どもの保護者）
 2号委員（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）
 3号委員（学識経験のある者）
 4号委員（関係行政機関の職員）
 5号委員（その他市長が必要と認める者）